

ISA220と日本基準

ISA220		日本基準	
項目名	内容	対応状況	基準・指針の該当箇所
本報告書の目的	監査チームは、個々の監査業務に適用される品質管理手続を実施しなければならない		12号para.1, 2
監査の品質に対する監査責任者の責任	監査責任者は、自らが選任された各監査業務の全体的な品質に対する責任を負わなければならない。 監査責任者は、監査業務のすべての局面において、監査チームのすべてのメンバーに対して、監査の品質に関する模範を示す。	監査責任者は、個々の監査業務の品質管理に関する最終的な責任を有する。 左のような規定はない	12号para.23
倫理に関する事項	監査責任者は、監査チームのメンバーが倫理に関する規定を遵守しているかを検討しなければならない。	監査責任者の側から見た倫理に関する規定はない	
独立性	監査責任者は、監査業務に適用される独立性に関する規定への準拠性について判断を行わなければならない。	監査責任者の側から見た独立性に関する規定はない	
監査業務にかかる受嘱と継続	監査責任者は、監査業務に係る受嘱と継続に関する手続が適切に実施され、それらの可否に係る結論が適切であり、これが適切に文書化されていることを確かめなければならない。	監査責任者の側から見た受嘱と継続に関する規定は、日本の基準にはない。	
監査チームの選任	監査責任者は、監査チームが全体として職業的専門家としての基準及び法令等に従って監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを可能にするために、適切な能力及び適性を保持し、十分な時間を確保していることを確かめなければならない。	「十分な時間の確保」には言及していない	12号para.26
業務の実施	監査責任者は職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を指示し、監督し、実施すること、並びに適切な監査報告書を発行することに対する責任を負わなければならない。	監査人は、監査を行うに当たって、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、当該監査に従事する補助者に対して適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。	監査基準一般基準6
	監査報告書の発行前に、監査責任者は、監査調書の査閲及び監査チームとの討議を通じて、到達した結論を裏付けるとともに発行される監査報告書に対して、十分かつ適切な監査証拠が入手されていることを確かめなければならない。		12号para.27~31
相談	監査責任者は以下の事項を実施しなければならない。 (1)監査チームが、困難な又は見解が定まっていない事項に関して、適切な相談を行うことについて責任を負う。 (2)監査チームのメンバーが、監査の実施中に、チーム内又は監査事務所内外における適格者との間で、適切な相談を実施したことを確かめる。 (3)相談の内容、範囲及び結論が文書化され、相談員の意見と一致したことを確かめる。 (4)相談の結果から得られた結論に対処していることを確かめる。	(監査責任者は)必要な場合には、監査事務所内の所定の担当者又は監査事務所外の専門家との協議・相談、会社との協議、監査計画の修正等を行う。 具体性について劣る	12号付録2の3(2)

意見の相違	<p>監査チームは、監査チーム内部、対相談員及び監査責任者と監査業務の品質管理審査担当者との間の意見の相違が生じたときには、監査事務所の方針と手続に従って意見の相違を解決しなければならない。</p>	<p>(監督機能を有する監査補助者は)監査従事者間の判断に不一致があれば、協議によりそれを解決する。</p>	12号付録2の3(1)
監査業務の品質管理審査	<p>財務諸表の監査に対しては、監査責任者は、以下の事項を実施しなければならない。</p> <p>(1)監査業務の品質管理審査担当者が任命されていることを確かめる。</p> <p>(2)監査業務の品質管理審査において識別された事項を含めて、監査の実施中に発生した重要な事項について監査業務の品質管理審査担当者と討議する。</p> <p>(3)監査業務の品質管理審査が完了するまで監査報告書を発行しない。</p>	<p>監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。</p>	監査基準報告基準一般原則5
モニタリング	<p>監査責任者は、監査事務所内部又はネットワークに属する事務所に配布された最新の情報に基づくモニタリングの結果を検討するとともに、以下の事項を考慮する。</p> <p>(1)当該情報で言及されている弱点が監査業務に影響を及ぼすかどうか。</p> <p>(2)監査に関連して、監査事務所がその状況を改善するための手段が十分であるかどうか。</p>	<p>監査責任者の側から見たモニタリングに関する規定は、日本の基準にはない。</p>	12号付録2の5